

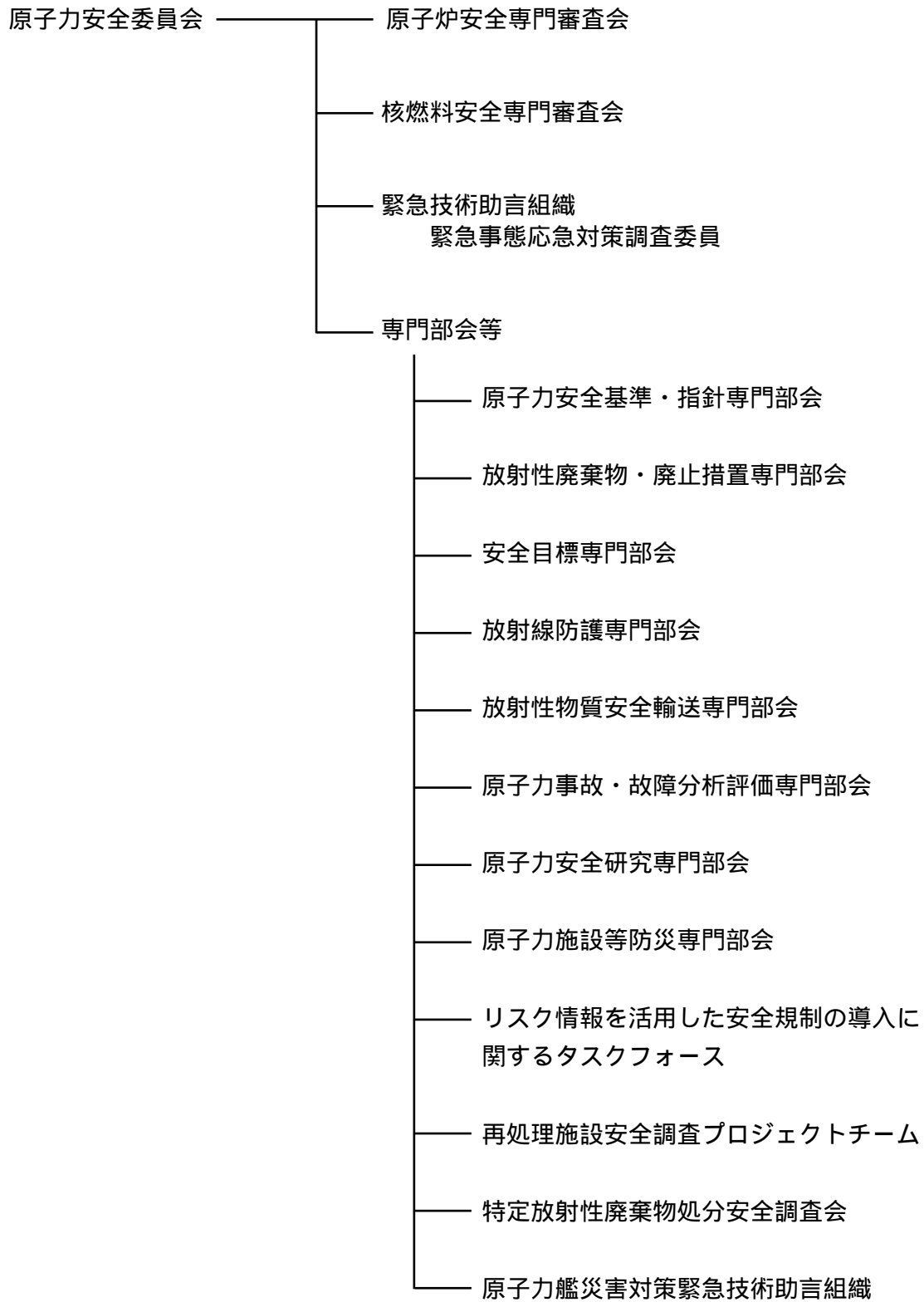
(2) 原子力安全委員会

昭和53年10月4日、原子力基本法等の一部改正法が施行され、原子力の安全確保体制を強化するため新たに旧原子力委員会の機能のうち安全規制を独立して担当する原子力安全委員会が設置された（平成13年1月6日の中央庁等改革に伴い、原子力安全委員会とその事務局機能は、内閣府に移管）。

原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項については企画し、審議し、及び決定する権限を有しており、所掌事務について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に勧告することができるなど、通常の審議機関に比べて極めて強い権限を有している。

原子力安全委員会の任務は、[1]原子力利用に関する政策のうち安全の確保のための規制に関する政策、[2]核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規制、[3]原子力利用に伴う障害防止の基本、[4]放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本、[5]原子力利用に関する重要事項のうち安全の確保のための規制に係るもの、となっている。原子力安全委員会では、このような任務を遂行するために、本会議を原則週2回開催しているほか、専門部会等を含めた会議開催回数は年間300回を超えているなど活発な活動が行われている。

組織図（平成16年12月1日現在）



原子力安全委員会委員（平成15年10月1日～ ）

年月日	H16 4. 21	備 考
委員長		
松原 純子 (常 勤)	H16. 4. 20	
松浦 祥次郎 (常 勤)	H12. 4. 7～ 委員長	任期 H18. 4. 16
飛岡 利明 (常 勤)	H16. 4. 20	
鈴木 篤之 (常 勤)		任期 H19. 4. 20
東 邦夫 (常 勤)		任期 H18. 4. 16
早田 邦久 (常 勤)	H16. 4. 21 新任	任期 H19. 4. 20
久住 静代 (常 勤)	H16. 4. 21 新任	任期 H18. 4. 16